

墓地を新設する場合の手続き

町民課戸籍住民係・各支所・出張所のいずれかへ相談（申請、必要書類などについて説明）

※墓地用地部分はおおむね 10 m²以下

近隣施設及び居住者からの同意を得る（墓地を中心に半径 100m以内）

いいえ

土地の地目は農地ですか？

はい

登記簿上、一筆の土地の一部を墓地とする

許可

農林水産課へ
農地転用許可申請
（農業委員会所管）

いいえ

はい

土地の分筆登記（法務局）

〔経営許可申請書の提出〕

町民課戸籍住民係に、経営許可申請書及び下記の添付書類を提出

- ① 墓地新設理由書
- ② 土地登記簿謄本（全部事項証明書）及び地図の写し（法務局で入手）
- ③ 申請地及びその付近の状況を明らかにした図面
- ④ 近隣住民等の同意書（周囲 100m以内に人家等がある場合）
- ⑤ 農地転用許可証の写し（地目が農地の場合）

【窓口・宛先】

〒685-8585
島根県隠岐郡隠岐の島町
下西 78 番地 2
隠岐の島町役場
町民課戸籍住民係
TEL:08512-2-8560

「工事完了届」を
町民課戸籍住民係へ提出

墓碑の設置

「墓地経営許可証」発行
（郵送可）

納骨

「土地地目変更登記」
（法務局）



【 注 意 事 項 】

- ・手続きをおこなう際は、トラブルを避けるため、必ず親族間で協議を行ったうえで申請してください。
- ・各種申請は、支所・出張所でも受付できます。（郵送での申請受付は本庁のみ）
- ・郵送で申請する場合は、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証等）の写しを同封してください。